

令和5年度 第11回  
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和6年（2024年）2月8日

日野市教育委員会

令和5年度第11回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和6年(2024年)2月8日(木)  
14時00分～14時40分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫  
委員 真野 広 委員 正留 久巳  
委員 岩下 優美子

議事録署名委員 委員 正留 久巳

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 長崎 将幸  
(兼教育指導課長)  
教育部参事 田中 洋平 庶務課長 釜堀 亜矢子  
(兼生涯学習課長)  
学務課長 成澤 綾子 教育指導課主幹 坪田 充博  
統括指導主事 馬場 章夫 教育センター事務長 田中 勉  
中央公民館長 綿貫 真二 ふるさと文化財課長 金野 啓史

傍聴者 1名

書記 庶務課課長補佐 脇坂 立志  
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

正留 久巳

## 議事内容

### 議案

- 第 26 号 教育委員会職員人事の専決処分について
- 第 27 号 教育財産取得の申出について
- 第 28 号 日野市立学校における学校医等の委嘱について
- 第 29 号 教育管理職の異動（内申）について
- 第 30 号 東光寺小学校学校運営協議会委員の解任について
- 第 31 号 第 11 期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について
- 第 32 号 第 10 期日野市郷土資料館協議会委員の任命について

### 協議事項

- 第 7 号 校内別室指導教員配置事業について
- 第 8 号 日野宿本陣上段の間の文化財指定について

### 請願審査

- 第 5-11 号 都教委が管理統制強化謀む学校働き方改革実行プログラム案を白紙撤回し、国レベルで正規の（主幹教諭ではなく）一般教諭の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう意見書を出して頂きたい等の請願

### 報告事項

- 第 29 号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 14時00分

[堀川教育長]

ただいまから、令和5年度第11回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

[堀川教育長]

本日の議事録署名は、正留委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案7件、協議事項2件、請願審査1件、報告事項1件です。

会議の進め方ですが、請願第5-11号は、議事の最後に審査したいと思います。

また、議案第29号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、請願第5-11号の審査は、公開する議事の最後に行います。

また、会議規則第10条により、議案第29号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議します。

それでは、議事に入ります。

議案第26号 教育委員会職員人事の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第26号 教育委員会職員人事の専決処分について

[釜堀庶務課長]

議案書1ページを御覧ください。議案第26号 教育委員会職員人事の専決処分について御説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し、承認を求めるものです。

次ページをお開き願います。

令和6年2月1日付の発令でございます。対象者は1名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。教育委員会職員人事の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第26号は原案のとおり承認されました。

議案第27号 教育財産取得の申出について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第27号 教育財産取得の申出について

[釜堀庶務課長]

議案書3ページを御覧ください。議案第27号 教育財産取得の申出について説明いたします。

提案理由でございます。日野市立仲田小学校において、土地区画整理事業の進捗に伴い運動場面積が減少するため、日野都市計画事業東町土地区画整理事業の保留地を取得するものでございます。

次ページをお開き願います。取得の理由でございます。仲田小学校は、現在施行中の東町土地区画整理事業に伴い、学校敷地面積のうち3,763平方メートルが減歩の対象となっております。このままでは今後、教育活動に支障を来すため、区画整理の事業計画上、現在の校庭の南東側に配置された保留地の取得について市長に申し出を行い、その確保を図るものでございます。

保留地の所在地は、東町土地区画整理事業、東町第3街区第(2)号地、地籍は1,713平方メートル、1平方メートル当たりの単価は27万6,000円でございます。取得総額は4億7,278万8,000円を予定しており、債務負担行為を設定して令和6年度から令和9年度までの4か年で支出予定とするものでございます。

なお、令和6年度は、全体のうち1億円の支出を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。教育財産取得の申出についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 日野市立学校における学校医等の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。学務課長。

○議案第28号 日野市立学校における学校医等の委嘱について

[成澤学務課長]

議案書7ページをお開きください。

議案第28号 日野市立学校における学校医等の委嘱について、御説明いたします。

提案理由でございます。令和6年3月31日をもって日野市立学校の学校医等の任期が満了となるため、令和6年度・令和7年度の学校医等を委嘱するものです。

議案書8ページをお開きください。委嘱者一覧でございます。

8ページから9ページにかけては、小学校の委嘱者となっております、各校それぞれ内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師の一覧となっております。

続きまして、10ページをお開きください。こちらは中学校の委嘱者でございます。

次に、議案書11ページをお開きください。こちらは幼稚園の内科、歯科の委嘱者となっております。

任期でございますが、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校における学校医等の委嘱についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 東光寺小学校学校運営協議会委員の解任について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第30号 東光寺小学校学校運営協議会委員の解任について

[長崎教育部参事]

議案書19ページを御覧ください。議案第30号 東光寺小学校学校運営協議会委員の解任について、御説明いたします。

提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第17条の規定に基づき、委員を解任するものでございます。

次ページ、20ページを御覧ください。解任者の氏名、住所、解任理由は記載のとおりでございます。解任日は、令和6年2月29日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。東光寺小学校学校運営協議会委員の解任についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 第11期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育センター事務長。

○議案第31号 第11期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について

[田中教育センター事務長]

恐れ入ります。議案書の21ページを御覧ください。議案第31号 第11期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について、御説明申し上げます。

提案理由でございます。令和6年3月31日をもって第10期日野市立教育センター運営審議会委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものでございます。

議案書の22ページを御覧ください。今回の定例会で御審議いただくのは、学識経験者の3名でございます。委員の氏名及び住所につきましては、記載のとおりでございます。

任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。

学校教育関係者及び教育行政機関関係者からの選出につきましては、本年4月1日以降の新しい体制が決まった後に選出いたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第11期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。ふるさと文化財課長。

○議案第32号 第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命について

[金野ふるさと文化財課長]

議案第32号 第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命について説明いたします。

議案書、23ページをお開きください。提案理由でございます。第9期日野市郷土資料館協議会委員の任期が令和6年3月3日で終了となり、第10期委員を新たに任命する必要があるためでございます。

郷土資料館協議会は、日野市郷土館条例第8条から第10条の規定に基づき任命するもので、第8条の条文には、博物館法第23条第1項の規定に基づき、日野市郷土資料館協議会を置くとあります。第9条で、定員を10人以内、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者8名以内、公募による市民2名以内と定められています。また、第10条で、任期を2年とし、再任を妨げないとしております。

第10期の任期は、令和6年3月4日から令和8年3月3日まででございます。

委嘱する方は、議案書24ページのとおりでございます。

6番の柳元委員は新任、そのほかの9名は再任でございます。

また、このうち公募市民である9番の河合委員と10番の藤森委員は、第9期からの引き続きの再任となります。公募を行い、作文による選考を行った結果、選出されたものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第32号は原案のとおり可決されました。

協議事項第7号 校内別室指導教員配置事業について、事務局より説明をお願いします。教育部参事。

○協議事項第7号 校内別室指導教員配置事業について

[長崎教育部参事]

議案書 27 ページをお開きください。協議事項第 7 号 校内別室指導教員配置事業について御説明申し上げます。

次ページ、28 ページをお開きください。本事業は、令和 6 年度から新規に実施する東京都教育委員会の事業となります。

事業経過でございますが、令和 5 年 11 月 9 日に「教員を配置する校内別室学級設置要綱（案）」及び「校内別室指導教員配置事業実施要項（案）」に基づき、本事業の実施概要が示されました。

日野市教育委員会事務局及び市内中学校において、本事業の実施について検討し、不登校生徒の支援を充実させるためにも本事業を希望し、申請書等の提出をいたしました。その結果、令和 5 年 12 月 27 日に内定の打診を受けました。そのため、令和 6 年度から本事業が展開できるよう準備に向け調整をしているところでございます。

事業概要・趣旨でございます。日野市小・中学校における不登校児童・生徒数が増加傾向にあり、その要因や背景は複雑、多様化しております。そして、教育機会確保法の趣旨等を踏まえ、学びの継続や社会的自立に向け、一人一人の状況に応じて適切に支援していくことが重要であります。

東京都教育委員会は、都内公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程において、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、ゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うため、「東京都公立小学校、中学校義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編成基準」により、区市町村教育委員会が設置するチャレンジクラス（東京型不登校特例校（校内分教室））に正規教員を配置するとともに、教室整備に係る費用を補助することになりました。

なお、1 月 29 日から、本事業については、チャレンジクラスという名称に統一されました。

本事業の目的は、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うことでございます。

事業期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

本市における本事業の対象校は、三沢中学校となります。

本事業の対象となる申請の要件でございます。原則として、令和 5 年 10 月末日時点で、令和 5 年度に 30 日以上欠席している不登校者数が 10 人以上の都内公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程。普通教室及び特定教科の指導を行う特別教室以外に、3 学級分の別室を設置するなどして、不登校生徒の実態に応じた学習指導及び相談対応ができる都内公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程。

三沢中学校は、校内登校支援教育、がんばルームの取組を積極的に進めており、申請要件にかなっていることから申請を行ったところでございます。

本事業では、新たな学級をつくることから、チャレンジクラスで学習する生徒の学籍を、チャレンジクラスに移す必要がございます。そのため、本事業を推進するに当たって、次ページ、29 ページ、チャレンジクラス入退級審査会設置要綱（案）を定める予定でございます。令和 6 年度から本事業を不登校対策の 1 つとして新たな学びの場所として推進していきたいと考えております。

説明は以上となります。御協議のほど、よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。御質問がございましたらお願いいたします。御質問はよろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

提示いただきました校内別室指導教員配置事業について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

日野市としても、不登校の児童生徒が増えつつある状況の中で、その対応は大変重要な課題と認識しています。したがって、今回、東京都の校内別室指導教員配置事業の実施を受けて、日野市も令和6年度から同事業が実施できるように準備を進めることについては、大いに期待するところであります。

新年度、4月からとなりますと、あまり時間的猶予はありませんが、事業のスタートに向けて、関係者間での準備、調整をよろしく願いいたします。

本事業の期間は、令和6年度・令和7年度の2年間とありますが、着実に成果を上げて、その後の都内の先駆的モデル事業となることを期待しています。どうぞよろしく願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

私も、この事業につきまして、賛成の立場からお話をさせていただきたいと思います。

不登校の理由、その背景は、一人一人様々であります。そんな中で、不登校の生徒が安心して通える場が新たな選択肢として増えることは、現在作成中の第4次日野市学校教育基本構想にもつながる内容であり、大変ありがたいと思います。

都の事業へ申請され、粘り強く働きかけたたまものであり、関係者の皆様に敬意を表したいと思います。この機会を大切にして、様々な課題を乗り越えながら、子供たちがチャレンジクラスに通ってよかったと言ってもらえるよう、取組を進めていただければと思います。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留教育委員]

本事業について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

不登校状況にある児童生徒への対応は、本市及び社会全体の大きな課題でもあります。本事業を推進することは、将来にわたり、解決に向けて大きく寄与する取組内容となっていくと考えます。初めてのことが多く大変でしょうが、一人一人の実態に丁寧に即応して行ってほしいと思います。本事業でのそれぞれの取組が支援対策のモデルとなっていくと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下教育委員]

本事業に賛成の立場で意見を述べます。

これまでがんばルームとして不登校生徒への教育機会の確保に尽力されていた三沢中学校が対象校ですので、そのノウハウを生かし、校内別室登校指導教員配置事業、チャレンジクラスを推進していただきたいと思います。大規模校で教員の数も非常に多く、ぜひ全ての先生方が同じ意識で生徒たちと関わっていただきたく、切にお願い申し上げます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私からも一言意見を申し上げます。今回のチャレンジクラスということでありますけれども、これは校内分教室として新たに教室を設置するものであります。このことについては、日野市内の不登校児童・生徒にとって重要な選択肢になり得ると考えております。

なぜかといいますと、これは子供たち一人一人への学びへのアクセスという観点からは、これまでも充実に取り組んできた登校支援教室であったり、わかば教室といった居場所と異なり、正規の教員が配置される教室ということで、このことが大変大きな意味を持つと考えられるからであります。したがって、今は存在していない選択肢として大きな可能性を秘めていると思います。

一方で、4月の開設まで時間がありません。実際の運営に向けては、今回のこの教室は、保護者や児童生徒にとっては大きな決断になってくると思います。実際の運営に向けて、学校との制度、仕組みの設計や調整、そして、そういったところを含めて丁寧に、子供たちにとってよい場をつくれるように、丁寧に調整を進めていきたいと考えております。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、協議事項第7号を終了いたします。

協議事項第8号 日野宿本陣上段の間の文化財指定について、事務局より説明をお願いします。ふるさと文化財課長。

#### ○協議事項第8号 日野宿本陣上段の間の文化財指定について

[金野ふるさと文化財課長]

協議事項第8号 日野宿本陣上段の間の文化財指定について、御説明申し上げます。議案書、33ページ、それから34ページ、35ページを御覧ください。

本件は、日野市文化財保護条例第39条第1号に基づき、日野市文化財保護審議会に対し、日野宿本陣上段の間の日野市指定有形文化財（建造物）の指定を諮問するものでございます。

答申の期限は、令和6年3月8日となっております。

議案書の36ページを御覧ください。指定理由書の案でございます。これに即して説明させていただきます。

名称は、日野宿本陣上段の間及び御前の間です。指定種別は、日野市指定有形文化財（建造物）です。日野市内の個人の所有です。

概要です。日野宿名主佐藤彦五郎の旧宅である日野宿本陣の上座敷を曳家したもので、日野宿本陣で最も格式が高い「上段の間」と、その次の間である「御前の間」から成ります。上棟は文久3年です。明治26年、現在地に移築され、大工は、棟梁鈴木亀吉ほか3名の名が棟札に記されております。

現状は、一部に腐食等が見られるものの、全体としては良好に保存され、所有者の自宅であるために現在は非公開となっております。

次に、指定理由です。日野宿本陣は、嘉永2年の大火による本陣の焼失後、当主の佐藤彦五郎が屋敷兼本陣として再建したもので、文久3年に上棟し、明治14年には、明治天皇行幸の際の休憩所としても使用されました。

上段の間と御前の間は、日野宿本陣の最上位の座敷でしたが、口伝によれば、明治26年の大火で佐藤彦五郎の四男彦吉の養子先の主屋が焼失したため、曳家して同家に移築したとされます。また、明治天皇の休憩所となった栄誉を兄弟で分かち合うための移築だったとも伝えられております。

床の間、脇床、付書院が伴う12.5畳の上段の間と、10畳の御前の間から成り、2間とも床を広縁よりも一段、約20センチですけれども、高くしているほか、戸袋や付書院には鶴の意匠の彫刻が施されるなど、格式を表しております。

この上段の間と御前の間は、日野宿本陣の最上位の格式を持つ部屋であり、本陣としての機能の中核を成すものであることから、日野宿の歴史・文化のみならず、宿駅制度を理解する上で、日野宿本陣とともに欠くことのできない遺構であると評価できます。

以上が指定理由でございます。

次に、指定に向けての日程を申し上げます。今回の諮問を受けまして、日野市文化財保護審議会で意見をまとめ、3月8日を期限に文化財保護審議会から教育委員会に対し答申がなされます。これを受け、3月の教育委員会において、日野市指定有形文化財に指定されるという運びになってございます。

なお、ページが前後いたしますけれども、議案書34ページが諮問の文案でございます。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

本件の日野宿本陣上段の間及び御前の間については、指定理由に記載がありますが、本陣としての中核を成すものであること、日野宿本陣とともに欠くことのできない遺構であることを理解しましたので、ぜひ審議会への諮問をお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問に相当する諮問が適当であるということで協議の結果とし、協議事項第8号を終了いたします。

報告事項第29号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第29号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

議案書47ページを御覧ください。報告事項第29号 行政情報の公開請求について、報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ報告事項第29号を終了いたします。

請願第5-11号 都教委が管理統制強化謀（たくら）む学校働き方改革実行プログラム案を白紙撤回し、国レベルで正規の（主幹教諭ではなく）一般教諭の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう意見書を出して頂きたい等の請願について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第5-11号 都教委が管理統制強化謀（たくら）む学校働き方改革実行プログラム案を白紙撤回し、国レベルで正規の（主幹教諭ではなく）一般教諭の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう意見書を出して頂きたい等の請願

[釜堀庶務課長]

議案書43ページを御覧ください。請願番号、請願第5-11号 受付年月日、令和6年1月11日、件名、都教委が管理統制強化謀（たくら）む学校働き方改革実行プログラム案を白紙撤回し、国レベルで正規の（主幹教諭ではなく）一般教諭の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう意見書を出して頂きたい等の請願でございます。

請願者の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

次ページ、44ページから46ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

[堀川教育長]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

最初の1ページ目の1番に書いたように、今回の請願は、働き方改革という都教委のものが偽物であるということを出しました。

2番の請願事項を見ていただきたい。8項ですね、これ、ちょっと間違えましたが、8項いきます。

1点目が2-1です。教員の定数増、基礎定数、加配定数、これは推進してほしいと。

「副校長・教頭マネジメント支援員」、それから、「教員業務支援員」と称するアルバイトみたいなものですね、お手伝いさん、教員免許なしの人は増やす必要なしと。それから、管理職手当、主任手当は増やすべきでない。こういう「メリハリをつけ」て請願しました。これは去年の9月に文部科学省の貞広斎子さんたちの提言が出たときにやりましたけれども、今回、都教委がまた出してきたので、それで出したという次第でございます。

それで、まず、1ページ目の下のほうです。「調査」、これは今までも「必要なものと要らないものがある」。毎回申し上げておりますが、いじめ、体罰、性被害問題、こういった生徒のためになる調査はどんどんやるべき。逆に、「君が代の調査」など、思想性の高い調査、これはぜひやめるべきだ。仕分けをはっきりしてほしい。

2-2に行きます。次のところですね。ここは文科省も「調査ものが多忙化の原因だ」ということを認めているわけですね。その調査もののほかに、要らないものが都教委が押しつけてくる政策です。バツ印を3つ付けました。典型的なものだけ挙げたんですけど、1つ目は、やはり学校行事での異常な君が代の強制、それから、「派遣職員による日の丸への敬礼」というロシアのようなやり方、これはやめるべきだということですね。それから2点目に、東京都教育委員会って暇があると悪いことをやるわけで、自衛隊に生徒を連れていったと。具体的に言うと、朝霞駐屯地には都立の田無工業高校、それから、武山駐屯地には大島高校、そこに書いたとおりで、やることは防災教育に名を借りて、「気をつけー、回れー右、前へー進めー」、軍隊式の行進訓練。それから、自動小銃を手にした軍服の自衛隊員の写真を見せびらかすと。こういうふうにして防災の名を借りて軍事の宣伝をしているのが、東京都教育委員会なわけですね。ぜひこういったものはやめるべき。

それから、右側のほうですね。八王子東高校の校長になった佐藤聖一さんという方が課長をやっていたときに、ボランティア・サミットというところで国旗を配色した千羽鶴をつくれと。高校生にもなって千羽鶴なんて、ほんとナンセンス、ごみになるだけです。高嶋伸欣先生も言っているように、高校生になったらそんなことよりも勉強なさい、レポート一つ書きなさいということですね。この無駄な折り鶴を税金を使って、紙を無駄にしてつくったと。こういうことをやめれば、これは教員が折っているんです、ある学校では。情報開示請求したら。「生徒のボランティアマインドを高める」と言いながら、教員がやっているんです、しょうがなく、都教委から圧力で。こういうことをやめれば、本当に働き方改革は進みますよ。

2-3へ行きます。これは定数増です。堀川さんがいらっしゃった文科省、やはりここ

で加配定数、基礎定数とも増やすべきであると。逆に、「主任手当倍増」なんてとんでもないので、「管理職手当増」も。こういうのはやめてほしいと思います。

次の3ページ目に行きまして、「副校長補佐」というのは付けると、付けてやったんだから、もっと調査もの、君が代の調査とかを増やしていいだろうと、こういう論調になりかねないので、これは絶対不必要でございます。調査ものや都教委の政策をやめれば、オリンピック・パラリンピックレガシー教育も含めて、本当に副校長、楽になります。

それから、この今回の都教委の『実行プラン』で危険があるのは、「主幹教諭の仕事や副校長の仕事割り振る」と言っているんですね。これはやはり下のほう、下というか、彼らの言う職階制で、主任教諭や普通の教諭に割り振るんじゃないか。そうすると、主幹教諭が管理職化してくるんじゃないかという懸念をしております。

それから、2-5のところですか。これはさっき言った基礎定数をしっかり、2-7もそうですけれども、増やしていくと。そこが重要でございます。それで、スクール・サポート・スタッフについては、一番最後に書いた戸ヶ崎勤さんという、日野市教育委員会が盛んに戸田市まで、いろいろ何かこの前に行っているみたいだけど、その戸ヶ崎さんが、「DX化が進む中で、こんな印刷業務なんかやる人なんか要らないんじゃないか」という趣旨のことを戸ヶ崎さんが言っているんですよ。ぜひここは尊重して、都教委に物を言ってください。

あと、同僚性の欠如、2-6です。やはりピラミッド型の学校体系で、同僚性が欠如しているのが非常に問題です。

2-8のところ、スクールロイヤー問題、皆さんにメールをしましたがけれども、やはり弁護士を立てるのであれば、これはやはりね……。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

はい。弁護士をつけるのであれば、教育委員会の側の弁護士だけにやるんじゃなくて、保護者や生徒が「教育委員会はこんなこと、悪いことをやっている」「校長がこんな押しつけしている」そういうふうに言うことができるようにしてください。

そんなことで、ぜひ今回は、これは知人の中学生に見てもらったんですね。そうしたら、これは理解できる……。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

はい、そうでした、もう少々。理解できると言っていたので、ぜひ皆さん、今回「理由がない」とかいういい加減な理由じゃなくて、しっかり中身に踏み込んでお願い、採択してください。

以上で終わります。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

本請願は、私自身、不採択と考えます。

その理由についてですが、本請願は、請願事項として2－1項から2－7項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願事項をよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項に関する具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

請願者からの御説明、ありがとうございました。

また、請願内容もしっかり読ませていただきました。その上でありますが、この請願の内容は、請願者の考えに基づく一方的な主義主張であって、請願を採択するに当たる正当な理由が読み取れませんでした。私は、この請願、不採択と判断いたしました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

説明、ありがとうございました。本請願を読ませていただきました。資料も読みました。今回の請願の背景と、請願の内容を伝えていただきたい相手など及び請願事項について読みましたが、これらは請願者の考えに基づく一方的な主張と論の展開であり、請願を採択すべき理由となるものをとらえることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願及び資料を読ませていただきました。また、今ほど請願者による説明も伺いました。ありがとうございました。

請願事項は、全て都教委と市立小中の校長を含む全教職員にお伝えいただきたいとありますが、その内容と根拠は、請願者グループが共有する一方的な考えで、日野市教育委員会で取り上げるべき理由が見いだせませんでしたので、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、都教委が管理統制強化課（たくら）む学校働き方改革実行プログラム案を白紙撤回し、国レベルで正規の（主幹教諭ではなく）一般教諭の定数を大幅増し、早期に全小中高校等に配置するよう

意見書を出して頂きたい等の請願について、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第5-11号については不採択とすることに決しました。

これより議案第29号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。

なお、本件の終了をもって、令和5年度第11回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 14時40分